

公 示

令和6年12月臨時海技士国家試験(航海・機関)の総合合格者を下記のとおり公示する。

令和6年12月13日

内閣府沖縄総合事務局長

記

1. 総合合格者

種 別	受 験 番 号
四 級 海 技 士 (航 海)	1501、1502、1503、1504、1505、1506、1507、1508、 1509 以上9名
五 級 海 技 士 (航 海)	1701、1702 以上2名
四 級 海 技 士 (内 燃 機 関)	3501、3502 以上2名

(注) 1. 試験合格者は1年以内に海技免許申請をしなければ無効となるので留意されたい。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法第4条第3項)

2. 試験合格者は海技免許の申請に先立って海技免許講習を受講しなければならない。

(船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第3条の2)

3. 詳細については、沖縄総合事務局運輸部船舶船員課海技資格係まで問い合わせること。

(TEL:098-866-0031 内線85325・85329)